

○ 農業信用保証保険支援総合事業実施要綱（令和5年3月31日付け4経営第3014号農林水産事務次官依命通知）一部改正新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（事業の内容）</p> <p>第2 本事業は、次に掲げる事業により構成され、必要な事項については、別記1及び別記2に定めるものとする。</p> <p>（1）・（2）（略）</p> <p>（削る。）</p> <p>（事業実施計画の提出）</p> <p>第3 本事業を行おうとする都道府県農業信用基金協会（以下「基金協会」という。）は、別記1及び別記2に定める項目その他必要な事項を内容とする別紙様式第1号により事業実施計画書を作成し、毎事業年度、事業開始前に当該基金協会が所在する都道府県を管轄する地方農政局長等（北海道農業信用基金協会にあっては農林水産省経営局長、沖縄県農業信用基金協会にあっては内閣府沖縄総合事務局長とする。以下同じ。）に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の規定により第2の（1）の事業について事業実施計画書を地方農政局長等に提出した基金協会は、独立行政法人農林漁業信用基金（以下「信用基金」という。）にその写しを遅滞なく提出するものとする。</p> <p>（事業の報告）</p> <p>第4 （略）</p> <p>2 信用基金は、第2の（1）のイの事業が完了するまで毎事業年度、別紙様式第3号により事業実績報告書を作成し、当該事業年度終了後3か月以内に農林水産大臣に報告するものとする。</p>	<p>（事業の内容）</p> <p>第2 本事業は、次に掲げる事業により構成され、必要な事項については、別記1から別記3までに定めるものとする。</p> <p>（1）・（2）（略）</p> <p><u>（3）農業経営継承保証保険支援事業</u></p> <p><u>ア 経営者無保証人化等支援事業</u></p> <p><u>イ 後継農業者保証料負担軽減事業</u></p> <p>（事業実施計画の提出）</p> <p>第3 本事業を行おうとする都道府県農業信用基金協会（以下「基金協会」という。）は、別記1から別記3までに定める項目その他必要な事項を内容とする別紙様式第1号により事業実施計画書を作成し、毎事業年度、事業開始前に当該基金協会が所在する都道府県を管轄する地方農政局長等（北海道農業信用基金協会にあっては農林水産省経営局長、沖縄県農業信用基金協会にあっては内閣府沖縄総合事務局長とする。以下同じ。）に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の規定により第2の（1）又は（3）の事業について事業実施計画書を地方農政局長等に提出した基金協会は、独立行政法人農林漁業信用基金（以下「信用基金」という。）にその写しを遅滞なく提出するものとする。</p> <p>（事業の報告）</p> <p>第4 （略）</p> <p>2 信用基金は、第2の（1）のイ又は（3）のアの事業が完了するまで毎事業年度、別紙様式第3号により事業実績報告書を作成し、当該事業年度終了後3か月以内に農林水産大臣に報告するものとする。</p>

(事業実施計画の変更)

第5 (略)

2 (略)

3 第1項の規定により第2の(1)の事業について事業実施変更計画書を地方農政局長等に提出した基金協会は、信用基金にその写しを遅滞なく提出するものとする。

別記1 農業信用保証保険基盤強化事業

別表(別記1関係)

2 (令和3年4月1日からの基金協会の保証契約締結に係るもの)

対象要件	補助対象期間
1～3 (略)	(略)
<u>4 金融調整課長が別に定める要件を満たす者に対して融通された農業近代化資金等であって、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に基金協会の保証契約が締結されたもの</u>	保証当初5年間

別記2 農業近代化資金保証料助成金交付事業

(事業の内容)

第4 本事業は、(1)に掲げる対象者が借り入れる(2)に掲げる対象資金について、基金協会が債務保証を引き受けるに当たり、当該債務保証に係る被保証者が負担する保証料を保証当初から全期間(最長15年間)免除するため、基金協会に対して当該免除する保証料に相当する額を補填するための経費について、当該基金協会に対し国の予算の範囲内で補助金を交付するものとする。

(事業実施計画の変更)

第5 (略)

2 (略)

3 第1項の規定により第2の(1)又は(3)の事業について事業実施変更計画書を地方農政局長等に提出した基金協会は、信用基金にその写しを遅滞なく提出するものとする。

別記1 農業信用保証保険基盤強化事業

別表(別記1関係)

2 (令和3年4月1日からの基金協会の保証契約締結に係るもの)

対象要件	補助対象期間
1～3 (略)	(略)
(新設)	(新設)

別記2 農業近代化資金保証料助成金交付事業

(事業の内容)

第4 本事業は、(1)に掲げる対象者が借り入れる(2)に掲げる対象資金について、基金協会が債務保証を引き受けるに当たり、当該債務保証に係る被保証者が負担する保証料を保証当初から全期間免除するため、基金協会に対して当該免除する保証料に相当する額を補填するための経費について、当該基金協会に対し国の予算の範囲内で補助金を交付するものとする。

別表（別記 2 関係）

要件	補助対象期間
1 (略)	全保証期間 (最長 15 年間)
2 (略)	全保証期間 (最長 15 年間)
3 認定農業者等向け農業近代化資金であつて、令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの間に基金協会の保証契約が締結されたもの	全保証期間 (最長 15 年間)

(削る。)

別表（別記 2 関係）

要件	補助対象期間
1 (略)	全保証期間
2 (略)	全保証期間
(新設)	(新設)

別記 3 農業経営継承保証保険支援事業

(目的)

第 1 農業経営継承保証保険支援事業（以下別記 3 において「本事業」という。）は、農業経営基盤強化促進法第 19 条第 1 項に規定する地域計画のうち目標地図（同条第 3 項の地図をいう。）に位置付けられた農業の担い手への経営継承に当たって、後継農業者が経営資産を取得する際に必要となる資金の借入に係る担保提供などの負担を軽減する必要があるが、農業信用保証保険制度において基金協会が保証引受けを行う際に、融資対象物件以外の担保又は経営者保証（経営者による個人保証）若しくは経営者保証以外の第三者保証人を徴求している実態が見受けられる。

このような状況の中、融資機関の経営者保証の取扱いについて、事業承継時に焦点を当てた「経営者保証に関するガイドライン」（平成 25 年 12 月 5 日経営者保証ガイドライン研究会公表）の特則（令和元年 12 月 24 日同研究会公表）が策定されたこと等を踏まえ、基金協会及び信用基金の信用保証保険機能を十分発揮しつつ後継農業者の負担を軽減し、基金協会が後継農業者に経営者保証等を求めることなく債務保証の引受けが可能となるよう事業実施主体の財務基盤を強化すること等を内容とする本事業を実施し、後継農業者の資金調達及び経営継承の円滑化を支援することとする。

(定義)

第2 別記3において、「事業実施年度」とは、4月1日から翌年3月31日までの間をいう。

2 別記3において、「事業実施主体」とは、基金協会及び信用基金をいう。

3 別記3において、「対象資金」とは、農業信用保証保険法第2条第3項各号に掲げる資金(ただし、農業経営に必要なものに限る。)をいう。

4 別記3において、「経営者保証等」とは、対象資金の貸付けに係る債務を引き受ける農業者の融資対象物件以外の担保又は経営者保証若しくは経営者保証以外(法人にあっては、当該法人の経営者(代表者及び役員)以外)の第三者保証人をいう。

5 別記3において、「実質化された人・農地プラン」とは、金融調整課長が別に定めるものをいう。

6 別記3において、「経営継承」とは、農業経営・就農サポート推進事業(農業経営・就農支援体制整備推進事業実施要綱(令和3年3月26日付け2経営第2988号農林水産事務次官依命通知)第2の(1)に掲げる事業をいう。)において、農業経営・就農支援センターが経営サポート活動を行うに当たって専門家が確認した経営継承計画又はこれに類する活動を行う支援機関の専門家が確認した経営継承計画(以下「経営継承計画」という。)に基づき、農業経営を継承することをいう。

7 別記3において、「認定農業者」とは、農業経営基盤強化促進法第12条第1項の認定を受けた者、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律(昭和29年法律第182号)第2条の5の認定を受けた者又は果樹農業振興特別措置法(昭和36年法律第15号)第3条第1項の認定を受けた者をいう。

(事業の内容)

第3 本事業は、次に掲げる補助等を行う事業とする。

(1) 経営者無保証人化等支援事業

基金協会が将来の求償権の償却時に回収不能となるリスクを回避するために、保証引受け時及び主たる債務者の変更時に経営者保証等を徴求又は前経営者と後継者の双方から二重に保証を徴求することなく債務保証を引き受けることができるようにするため、事業実施主体に

対し、次に掲げる補助等を行うこととする。

ア 基金協会に対し、経営者保証等を徴求しないことにより増加すると見込まれる求償権償却費用を補うための補助金の交付を行うこと。

イ 信用基金に対し、経営者保証等を徴求しないことにより減少すると見込まれる納付金を補うための交付金の交付を行うこと。

(2) 後継農業者保証料負担軽減事業

基金協会が(1)の事業に係る債務保証(主たる債務者の変更時に係るものを除く。)を引き受けるに当たり、当該債務保証に係る被保証者が負担する保証料を保証当初5年間免除するため、基金協会に対して当該免除した保証料に相当する額を補填するための経費について補助を行うこととする。

2 基金協会に対する補助金

(1) 補助金の額

ア 前項の(1)のアの事業を実施するための補助金の額については、事業実施年度に基金協会が債務保証を引き受けた対象資金の当該事業実施年度末における保証残高(極度額が設定される貸付けにあっては、事業実施年度の3月31日現在の実残高をいう。以下同じ。)に係る求償権償却見込額(ただし、次の算式により得られる額を上限とする。)の3割に相当する額以内とする。

(算式) 事業実施年度末の保証残高(※1) × 推定事故率(※2) × (100% - 推定回収率)(※3)

(※1) 事業実施年度末の保証残高は、前項の(1)のアの事業を行う基金協会の保証残高(見込額)とする。

(※2) 推定事故率は、金融調整課長が別に定めるものとする。以下同じ。

(※3) 推定回収率は、金融調整課長が別に定めるものとする。以下同じ。

イ 前項の(2)の事業を実施するための補助金の額については、基金協会が債務保証を引き受けた対象資金の事業実施年度の各月末の保証残高の平均額に、当該事業実施年度において基金協会が定めている経営者保証等を徴求する場合に適用される保証料率を乗じて得た額(1円未満は切り捨てる。)とする。

(2) 補助金の使途

ア (1) のアの規定により交付を受けた補助金の使途については、後継農業者の対象資金に係る求償権償却額の3割に相当する額を財務基盤の強化に充てることとする。

イ (1) のイの規定により交付を受けた補助金の使途については、基金協会が経営者保証等を徴求しない場合において、保証料相当額を補填するための経費に充てることとする。

3 信用基金に対する交付金

(1) 交付金の額

第1項の(1)のイの事業を実施するための交付金の額については、事業実施年度に信用基金と基金協会との間に保険関係が成立した対象資金に係る求償権償却見込額(ただし、次の算式により得られる額を上限とする。)の7割に相当する額とする。

(算式) 事業実施年度末の保険価額残高(※) × 推定事故率 × (100% - 推定回収率)

(※) 事業実施年度末の保険価額残高は、第1項の(1)のアの事業を行う基金協会との間で締結した保険契約における保険価額残高(見込額)とする。

(2) 交付金の使途

(1) の規定により交付を受けた交付金の使途については、後継農業者の求償権償却額の7割に相当する額を財務基盤の強化に充てることとする。

4 要件

第1項の事業の対象となる債務保証に係る資金の借入者は、次に掲げる要件を全て満たす後継農業者とする。ただし、借入手続きにおいて(6)と同じ要件を満たすこととされている農業近代化資金等第2の1に規定する資金、農業経営改善促進資金融通事業実施要綱(平成6年6月29日付け6農経A第665号農林水産事務次官依命通知)第4に規定する農業経営改善促進資金又は農業負債整理関係資金基本要綱に規定する資金をいう。)の借入者は、(1)から(5)までの要件を全て満たす後継農業者とする。

(1) 経営継承計画において後継者又は継承先として明示された者であ

つて、認定農業者、農業経営基盤強化促進法第19条第1項に規定する地域計画のうち目標地図（同条第3項の地図をいう。）に位置付けられた者（認定農業者（同法第12条第1項に規定する農業経営改善計画の認定を受けた者をいう。）、認定就農者（同法第14条の5第1項に規定する認定就農者をいう。）、集落営農組織（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律第2条第4項第1号ハに定める組織をいう。）、市町村基本構想（農業経営基盤強化促進法第6条第1項に規定する基本構想をいう。）に示す目標所得水準を達成している農業者若しくは市町村が認める者）、実質化された人・農地プランの中心経営体に位置付けられている若しくは今後、位置付けられることが確実である者又は地域における継続的な農地利用を図る者として市町村が認める者（10年後の農業経営の継続意向（経営農地、経営面積、栽培作物、栽培方法等）及び地域が目指すべき将来の集約化に重点を置いた農地利用の姿の作成に向けた話し合い等への参加の意思が明確になっており、それらを証する書面を市町村に提出していることの証明を受けたものに限る。）であること。

（2）簿記記帳を行っている又は簿記記帳を行うことが確実と見込まれること。

（3）経営の継続に必要な資産等を有する又は資産等を取得することが確実と見込まれること。

（4）法人にあっては当該法人の農業に係る売上高が総売上高の、法人以外の者にあっては農業所得が総所得の過半を占めている又は過半を占めることが確実に見込まれること。

（5）第1項の（2）の事業の対象となる債務保証に係る資金の借入者は、本事業の対象とする保証料助成による債務保証について他事業による保証料の助成・補助等を受けていない及び受けない者とし、その旨の誓約書を基金協会に提出した者であること。

（6）飼養衛生管理基準に定められた家畜のうち豚、いのしし、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥を飼養する事業を営む者である場合は、都道府県から飼養衛生管理基準の遵守状況の確認書類の交付を受けている者であること。

（国の助成）

第4 国は、第3第1項の（1）のア及び同項の（2）の事業について、予

算の範囲内において、農業経営金融支援対策費補助金交付要綱に定めるところにより、第3第1項の(1)のイ及び同項の(2)の事業の実施に必要な経費について補助金を交付するものとする。

2 国は、第3第1項の(1)のイの事業について、予算の範囲内において、農業信用保険事業交付金交付要綱に定めるところにより、第3第1項の(1)のイの事業の実施に必要な経費について交付金を交付するものとする。

(補助金及び交付金の管理)

第5 基金協会は、第4第1項の規定により交付を受けた補助金について、第3第1項の(1)のイの事業以外の事業により交付を受けた補助金と区別して管理しなければならない。

2 基金協会は、第4第1項の規定により交付を受けた補助金についての帳簿等を備え、第3第1項の各事業ごとに区別して収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

3 基金協会は、前項の収入及び支出について、農林畜水産業関係補助金等交付規則第3条第4号に基づき、第3第1項の各事業ごとに区別して当該収入及び支出についての証拠書類を整備し、前項の帳簿等とともに当該事業の完了する日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。このうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

4 基金協会は、第4第1項の規定により交付を受けた補助金(第3第1項の(1)のイの事業のために交付を受けた補助金に限る。)について、次の方法により管理するものとする。

(1) 農業協同組合法第10条第1項第3号の事業を行う農業協同組合若しくは農業協同組合連合会、農林中央金庫又は銀行への預金又は金銭信託

(2) 国債証券、地方債証券又は昭和41年7月25日大蔵省・農林省告示第1号(農業信用保証保険法第九条第二号等の主務大臣の定める有価証券)に定める有価証券の保有

5 信用基金は、第4第2項の規定により交付を受けた交付金について、第3第1項の(1)のイの事業以外の事業により交付を受けた交付金と区別して管理しなければならない。

6 信用基金は、第4第2項の規定により交付を受けた交付金について

の帳簿等を備え、収入及び支出を記載し、交付金の使途を明らかにしておかなければならない。

7 信用基金は、前項の収入及び支出についての証拠書類を整備し、前項の帳簿等とともに当該事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。このうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

8 信用基金は、第4第2項の規定により交付を受けた交付金について、独立行政法人通則法第47条各号及び平成15年9月30日財務省・農林水産省告示第35号（独立行政法人通則法第47条第1号及び第2号の規定に基づき、独立行政法人農林漁業信用基金の農業信用保険業務、林業信用保証業務及び漁業信用保険業務に係る主務大臣の指定する有価証券及び金融機関を指定する件）に規定する方法により管理するものとする。

9 事業実施主体は、第3第1項の（1）の事業の実施に当たって、補助金等の運用収入及び資金の取崩しによる収入を求償権償却に要する経費へ充当するものとし、他の費用に充当してはならない。

（国庫への返還）

第6 基金協会は、第3第1項の（1）のアの事業が完了したときにおいて、補助金に残額（第5第4項の規定に基づく管理の結果生じた運用益を含む。）が生じた場合には、当該残額を国に返還するものとする。また、第3第1項の（1）のアの事業が完了する前であっても、補助金に使用する見込みのない額が生じた場合には、当該額を国に返還するものとする。

2 信用基金は、第3第1項の（1）のイの事業が完了したときにおいて、交付した交付金に残額（第5第8項の規定に基づく管理の結果生じた運用益を含む。）が生じた場合には、当該残額を国に返還するものとする。また、第3第1項の（1）のイの事業が完了する前であっても、交付金に使用する見込みのない額が生じた場合には、当該額を国に返還するものとする。

（補助金の交付の停止及び返還）

第7 基金協会は、第3第2項の（2）のイの補助金の使途の対象となつ

た被保証者に正当な理由がなく、次に掲げる事由のいずれかに該当する場合であって、かつ改善の見込みがないと認められるときは、当該被保証者の保証料負担に相当する額の補填を停止し、又は保証料負担に相当する額を補填するための経費に充てた補助金の全部又は一部について、加算金を付して当該被保証者から返還させることができるものとする。

- (1) 債務保証の申込みに際し虚偽その他不実の記載を行ったとき
- (2) 当該被保証者が農業経営基盤強化促進法第 13 条第 2 項の規定により農業経営改善計画の認定を取り消されたとき
- (3) 実質化された人・農地プラン等において地域の中心となる経営体として位置づけられることが確実であることの証明を市町村から受けた被保証者が、地域の中心となる経営体に位置づけられなかったとき

2 基金協会は、前項の規定により、当該被保証者に補助金相当額及び加算金の返還をさせた場合は、補助金及び加算金を国庫に返還するものとする。

(その他)

第 8 本事業は経営者保証等を徴求しない農業融資の促進を目的としているものであり、本事業を実施する基金協会は本事業の対象となる債務保証について、経営者保証等を徴求することができないものとする。

なお、本事業を実施しないで、やむを得ず経営者保証等を徴求する場合は、農業信用基金協会向けの総合的な監督指針（平成 28 年 6 月 21 日付け金監第 1770 号 28 経営第 70 号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知）を踏まえ、適切に行われる必要がある。

また、本事業実施の有無にかかわらず、経営者保証については、経営者保証に関するガイドラインの特則を踏まえ、適切に行われるよう留意するものとする。

別紙様式第 1 号

〇〇年度 農業信用保証保険支援総合事業実施計画書

(削る。)

別紙様式第 1 号

〇〇年度 農業信用保証保険支援総合事業実施計画書

5. 農業経営継承保証保険支援事業

(1) 事業の目的

(2) 事業実施計画

① 保証の引受け

(単位：件、千円)

件数	保証残高見 込額	求償権償却見 込額	左のうち補助 金相当額	備考

(注) 保証残高見込額については、事業実施年度に基金協会が引き受ける見込みの対象資金の当該事業実施年度末における保証残高とする。

② 経営者保証等を徴求しない場合に適用される保証料率設定

(単位：件、円、%)

対象資金	件数	債務保証平 均残高 (a)	経営者保 証等を徴 求する場 合に適用 される保 証料率 (b)	補助金相 当額 (a) × (b)	備考	他事業によ る保証料助 成を受けて いないこと 等の確認
〇〇資金						
計						

(注 1) 対象資金については、基金協会が経営者保証等を徴求する場合に適用される保証料率を設定している資金に限る。

(注 2) 債務保証平均残高については、事業実施期間のうち該当年度に係る各月末の保証残高から算出した平均残高とし、経営者保証等を徴求しない保証残高に限る。

(注 3) 保証料率については、各基金協会が定める保証料率とする。

(注 4) 他事業による保証料助成を受けていないこと等の確認について

は、債務保証引受が他事業による保証料の助成・補助等を受けていない及び受けないことが確認できた場合、○を記載すること。

(3) 事業の完了予定年月日

(注) 1 から 4 までの事業のうち実施しない事業に係る記載は省略すること。

(注) 1 から 5 までの事業のうち実施しない事業に係る記載は省略すること。

別紙様式第 2 号

別紙様式第 2 号

〇〇年度 農業信用保証保険支援総合事業実績報告書

〇〇年度 農業信用保証保険支援総合事業実績報告書

(削る。)

5. 農業経営継承保証保険支援事業

(1) 事業の実績

① 保証の引受け

(単位：件、千円)

件数	保証残高	求償権償却 見込額	左のうち 補助金相当額	備考

(注 1) 保証残高については、事業実施年度に基金協会が引き受けた対象資金の当該事業実施年度末における保証残高とする。

(注 2) 軽微な変更があった場合は、変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。

② 経営者保証等を徴求しない場合に適用される保証料率設定

(単位：件、円、%)

対象資金	件数	債務保証平均 残高 (a)	経営者保証等を徴求する場合に適用される保証料率 (b)	補助金相当額 (a) × (b)	備考	他事業による保証料助成を受けていないこと等の確認

〇〇資金					
計					

- (注1) 対象資金については、基金協会が経営者保証等を徴求する場合に適用される保証料率を設定している資金に限る。
- (注2) 債務保証平均残高については、事業実施期間のうち該当年度に係る各月末の保証残高から算出した平均残高とし、経営者保証等を徴求しない保証残高に限る。
- (注3) 保証料率については、各基金協会が定める保証料率とする。
- (注4) 軽微な変更があった場合は、変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。
- (注5) 他事業による保証料助成を受けていないこと等の確認については、債務保証引受が他事業による保証料の助成・補助等を受けていない及び受けないことが確認できた場合、○を記載すること。

(2) 補助金残高表

(単位：円)

交付年度	補助金額	前年度末 残高 (A)	今年度 使用額 (B)	年度末補助 金残額 (A)-(B)	今年度末 使用 累計額
〇〇年度					
合 計					

(3) 事業の完了予定年月日

(4) 添付書類

債務保証平均残高の算出根拠が確認できる資料（農業経営金融支援対策費補助金交付要綱別記様式第10号（第12の1関係）の実績報告書の添付書類で確認できる場合は不要）

(注) 1から4までの事業のうち実施しない事業に係る記載は省略すること。

(注) 1から5までの事業のうち実施しない事業に係る記載は省略すること。

別紙様式第3号

〇〇年度 農業信用保証保険支援総合事業実績報告書

(削る。)

別紙様式第4号

〇〇年度 農業信用保証保険支援総合事業実施変更計画書

別紙様式第3号

〇〇年度 農業信用保証保険支援総合事業実績報告書

2. 農業経営継承保証保険支援事業

(1) 事業の実績

① 保険の引受け

(単位：件、千円)

件数	求償権償却見込額	左のうち交付金相当額	備考

② 交付金残高表

(単位：円)

交付年度	交付額	前年度末 残高 (A)	今年度 使用額 (B)	年度末交付金残額 (A)-(B)	今年度末 使用累計 額
〇〇年度					
〇〇年度					
合 計					

(2) 事業の完了予定年月日

(3) 添付書類

別記3の第5第6項に規定する帳簿(写)及び帳簿に記載する支出内容の証拠書類

別紙様式第4号

〇〇年度 農業信用保証保険支援総合事業実施変更計画書

(削る。)

5. 農業経営継承保証保険支援事業

(1) 計画変更理由

(2) 変更後事業実施計画

① 保証の引受け

(単位：件、千円)

件数	保証残高見込額	求償権償却見込額	左のうち補助金相当額	備考

(注) 保証残高見込額については、事業実施年度に基金協会が引き受ける見込みの対象資金の当該事業実施年度末における保証残高とする。

② 経営者保証等を徴求しない場合に適用される保証料率設定

(単位：件、千円、%)

対象資金	件数	債務保証平均残高	経営者保証等を徴求する場合に適用される保証料率	補助金相当額	備考	他事業による保証料助成を受けていないこと等の確認
		(a)	(b)	(a) × (b)		
〇〇資金						
計						

(注1) 対象資金については、基金協会が経営者保証等を徴求する場合に適用される保証料率を設定している資金に限る。

(注2) 債務保証平均残高については、事業実施期間のうち該当年度に係る各月末の保証残高から算出した平均残高とし、経営者保証等を徴求しない保証残高に限る。

(注3) 保証料率については、各基金協会が定める保証料率とする。

(注4) 他事業による保証料助成を受けていないこと等の確認については、債務保証引受が他事業による保証料の助成・補助等を受けていない及び受けないことが確認できた場合、○を記載すること。

	(3) <u>事業の完了予定年月日</u>
--	-----------------------

附 則（令和6年3月29日付け5経営第3151号）

- 1 この通知は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の同通知に基づいて実施された事業については、なお従前の例による。なお、施行日前に令和6年度の予算に係る事業実施計画の提出をする場合は、従前の様式を適用するものとする。